

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）が任意団体日本ペタンク協会として設立されて以来遂げてきた発展とわが国におけるペタンクの普及振興に著しく貢献したものの表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号に該当するものについて行う。

(1) 功労賞

本法人役員及び都道府県協会4役として、長年にわたり振興発展に功績のあった者

優秀選手の育成指導に特に功績のあった者

多額の金品を寄附し、本法人の振興発展に寄与した者及び団体

(2) 優秀選手賞

本法人主催の全国規模大会で優勝を通算3回以上達成した者

本法人ランキングポイントで第1位を通算3回以上達成した者

世界選手権大会、アジア選手権大会及びこれらに準ずる国際大会で第3位以内に入賞した者

(3) 特別賞

本法人の振興発展に特に顕著な功績のあった者及び団体

(表彰の方法)

第3条 表彰は毎年1回行うものとし、表彰状及び記念品を授与する。

(追彰)

第4条 被表彰者が死亡したときは、追彰することができる。

(決定方法)

第5条 被表彰者の推薦は、本法人又は都道府県協会が行い、理事会で審査決定し、会長が表彰する。ただし、自己若しくは自己の所属する都道府県協会4役に関する審査には、出席できないものとする。

(感謝状)

第6条 毎年総会時に、本法人の会員として登録(毎年6月1日現在を基準日とする。)し当該年度内(翌年3月31日末)に満88歳に達する者に感謝状を贈呈する。

2 前項に定めるもののほか、会長が必要と認めるときは、感謝状を贈呈することができる。

(細則)

第7条 この規程に定めるほか表彰に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規程は、本協会の設立の日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年5月20日から施行する。

表 彰 規 程 細 則

1 功労賞の対象となる役員は、本法人の役員及び各都道府県協会規約等に定められた4役で、役員として10年以上在任した者をいう。(施行日以前の役員歴を含める。)

【4役例示】会長、副会長、理事長、専務理事、事務局長、事務局次長

2 功労賞 及び の表彰は、1回限りとする。

3 表彰対象期間は、当該年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 推薦期間は、2月1日から3月31日までとする。

5 都道府県協会からの推薦は、当該協会の理事会で承認された者とする。

6 推薦は、別紙推薦書より申請するものとする。

第2条(1) に定める都道府県協会4役以外の推薦は、本法人事務局長が行うものとする。

7 表彰時期は、原則として翌年6月開催の総会又はそれにふさわしい場を設けて行う。

8 表彰規程第6条第1項の感謝状の贈呈、交付は本連盟が行うものとし、都道府県連盟が伝達する。都道府県連盟が希望する場合は、感謝状に都道府県連盟会長名を加えることができる。

9 この細則は、本協会の設立の日から施行する。

この細則の改正は、平成26年3月15日から施行する。

この細則の改正は、平成29年5月20日から施行する。

表彰者（団体）推薦書

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟
会 長 様

平成 年 月 日

推薦団体名 _____

推 薦 者 _____ 印

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟表彰規程に基づき _____ を
次のとおり推薦いたします。

記

- 1 氏名（団体名）及び生年月日
- 2 住所及び連絡先
- 3 推薦理由
- 4 参考（役員経歴他）